

保護者各位：

The federal *Elementary and Secondary Education Act*-連邦政府における初等・中等教育法 (*ESEA*) 下にある Title III は、英語学習者 (EL 生徒) が英語の習熟を達成し、州の学業・内容標準を満たす為に設けられたプログラムを実施するように、学校区に補助金を与えています。

Title III の補助金を受け取る条件として、学校区は、三つの学業成績の目標、もしくは Annual Measurable Achievement Objectives (AMAO) という目標を達成しているかどうか、2001 年の No Child Left Behind (NCLB) 法の下で毎年チェックされます。以下の項目において学校区に責任があるとして、毎年その目標 (AMAO) を上げてきました。

- *California English Language Development Test (CELDT)* の評価による EL 生徒の英語学習における進捗状況
- *California English Language Development Test (CELDT)* の評価で英語を習熟したとされる EL 生徒の割合の進捗状況
- 英語と数学の標準テストで学業的目標を満たした EL 生徒の割合

新しく制定された Every Student Succeeds Act (ESSA) により、2014-2015 年度の Title III Accountability Reporting system が変更されました。この新しいシステムへの移行の一環として、IUSD は 2015-2016 年度には新しい AMAO の決定がないと通知されました。その結果、IUSD は 2015 年-2016 年度では、現在の Title III 2 年目のプログラムの改善状態を維持し、そのプログラムの改善計画を実施していきます。この計画は以下リンクで確認できます。 https://iusd.org/district_news_information/LEA-plan/index.html.

これらの目標において、お子さんの成績情報を得たい場合は、担任もしくは学校にご連絡下さい。EL 生徒の英語力の習熟と学業的目標の達成を援助する目的で提供されている教育プログラムに関する情報については Language Minority Programs (949) 936-8500 までご連絡下さい。